

# 地域協働研究教育センター 地域志向協働研究〈個人 / 共同〉平成 29 年度新規募集要項

## 1. 趣旨

地域協働研究教育センターは、地域における本学の教育、研究、社会貢献活動を一体化し、その成果を本学の教育活動や地域の発展に還元、寄与することを目的とし、地域連携研究・教育活動に取り組む地域志向研究〈個人 / 共同〉を募集いたします。

## 2. 募集対象

〈個人研究〉・・・1件10万円（上限 / 1年間）2件程度【新規募集】※本学教員のみ申請可

1. 地域連携に関する研究・教育活動であること。
2. 研究期間は、原則として3年で、その成果が何らかのかたちで公表されること。
3. 各年次において年次報告書を提出すること。
4. 研究成果については、学内外で積極的に還元を図ること。

〈共同研究プロジェクト〉・・・1件30万円（上限 / 1年間）4件程度【新規募集】

1. 地域連携に関する研究・教育活動であること。
2. 共同研究の研究期間は、原則として3年で、その成果が何らかのかたちで公表されること。  
※過去に採択され、継続を希望する研究プロジェクトについては、過去の研究成果を審査の際に考慮します。
3. 各年次において年次報告書を提出すること。
4. 研究成果については、学内外で積極的に還元を図ること。（年に一度以上、ともいき講座（研究会メンバー以外の一般・学生に公開する講座、研修会、セミナー等）、まちづくりミーティングを行うこと）
5. 研究分担者には、職員を含むことができる。
6. 研究分担者として、学外から客員研究員を招聘することができる。ただし、地域協働研究教育センター内規に則った所定の学内手続が必要となる（後述の「京都文教大学地域協働研究教育センター客員研究員内規」・「客員研究員の招聘フロー」を参照）。

## 3. 応募手続き

### (1) 申請書入手方法

〈学内〉

教員 ML にて、申請書データ等を配信いたします。または直接フィールドリサーチオフィスまでご連絡ください。

〈学外〉

本学 HP よりダウンロードいただくか、または直接フィールドリサーチオフィスまでご連絡ください。

### (2) 応募方法

必要事項を記入した所定の申請書（word）を下記アドレスまで電子メールにて送付してください（捺印不要）。

提出先：京都文教大学 フィールドリサーチオフィス

e-mail：fro@po.kbu.ac.jp

### (3) 応募期間

〈学内〉

2017年2月15日（水）～2017年3月31日（金）

〈学外〉

2017年2月15日（水）～2017年3月10日（金）

#### 4. その他

- ・個人研究・共同研究プロジェクトともに同一教員が研究代表者として申請することは可能です。ただし、重複応募した場合、採択される研究は各年度1件に限ります。
- ・公開講演会・シンポジウムの実施のため、追加予算が必要な場合は、センター会議の審議を経て地域協働研究教育センター予算より別途予算措置を行うことがあります。なお、学園財務状況によっては、予算総額が年度途中で変更されることもありますのでご了承ください。
- ・プロジェクト代表者会議を開催します。代表者の方には必ずご出席いただきます。

#### 5. 問合せ先

京都文教大学フィールドリサーチオフィス

電話：0774-25-2630（内線：2630） e-mail：fro@po.kbu.ac.jp

○京都文教大学地域協働研究教育センター客員研究員内規

(目的)

第1条 この内規は、京都文教大学地域協働研究教育センター(以下「地域センター」という。)における研究プロジェクト等の推進、充実をはかるため、本学以外の大学、研究機関等の研究者を、地域センター規程第9条2項に定める客員研究員として委嘱するために必要な事項を定める。

(申請手続)

第2条 研究プロジェクトの研究活動に参加させるため、客員研究員を委嘱しようとするときは、地域センター会議の議を経てセンター長より学長に、客員研究員申請書を提出しなければならない。

2 申請書には委嘱の目的、期間、客員研究員としての処遇等、委嘱にあたり必要な事項を記載しなければならない。

(委嘱)

第3条 学長は大学運営会議の議を経て、当該の客員研究員を委嘱する。

(成果の公表)

第4条 客員研究員は、研究員申請書にある研究課題に基づき研究を行い、その成果を公表するものとする。

(処遇)

第5条 客員研究員としての処遇については、その目的等を勘案し、地域センター会議、大学運営会議の議を経て、学長が定めるものとする。

2 客員研究員は、本学の施設、設備について、定められた利用手続に従って利用できる。

3 客員研究員の研究活動に伴う費用のうち、センター長が認めた費用は、地域センターが負担する。なお、旅費の支給基準は「学校法人京都文教学園旅費規程」を準用し、別表ⅠおよびⅢについては4号を適用する。

(委嘱期間)

第6条 客員研究員の受入れ期間は、研究プロジェクトの実施期間内とする。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、地域センター会議、大学運営会議の議を経て、学長の決裁により行う。

附 則

この内規は平成26年4月1日から施行する。

**\*客員研究員の招聘フロー\***

(1)

共同プロジェクト内で、客員研究員の招聘について審議。

(2)

共同プロジェクト内において承認後、センター会議にて諮る。

**【提出資料】**

①京都文教大学地域協働研究教育センター「客員研究員」申請に係る理由書 ②客員研究員履歴書 ③活動・研究業績

(3)

センター会議において承認後、運営会議にて諮る。

**【提出資料】**

①京都文教大学地域協働研究教育センター「客員研究員」申請書

(4)

運営会議において承認後、「委嘱状」等の手続を経て、客員研究員の招聘手続を完了とする。

※客員教員の招聘は、共同研究プロジェクトの研究期間内であれば、年度途中でも可能といたします。

※客員教員の招聘手続の際、後掲の資料をフィールドリサーチオフィスまで提出ください(期日等はお問合せください)。